

## 平成25年度事業計画

平成24年中の宮城県内における刑法犯認知件数は19,561件で、前年比1,044件(5.1%)減少した。平成14年以降11年連続で減少し、戦後ピーク時(平成13年)の49,887件に対比し60.8%減少するなど、治安は着実に改善しつつある。

一方、前年比で増加した犯罪は、車上狙いが22.3%(1,245件 + 263件)、強制わいせつが18.8%(164件 + 26件)、ひったくりが32.1%(37件 + 9件)、恐喝(街頭)が29.2%(31件 + 7件)、強姦が53.3%(23件 + 8件)、侵入強盗が55.6%(14件 + 5件)であった。

また、内閣府の世論調査で、不安を感じる犯罪の1位にランクされた「空き巣等の住宅等に侵入して物を盗む犯罪」が、全刑法犯の6.4%を占め、年間1,259件発生するなど、県民の治安に対する不安を解消するまでには至っておらず、犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。

このような治安情勢を踏まえ、県内各地区防犯協会と相互の連絡調整を図り、効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯思想を高めることにより、「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」の実現に寄与することを目的とする公益社団法人宮城県防犯協会連合会の平成25年度事業計画を以下のとおり策定した。

### 第1 安全・安心まちづくり等推進事業(公益事業1)

犯罪のない、誰もが安全で安心して暮らすことの出来る地域社会を実現することは、宮城県民全ての願いであり、県民生活や社会発展の基礎となるものである。

県民の身近なところで発生している犯罪、とりわけ強盗や住宅侵入窃盗など不安を感じる犯罪を始め、高齢者を対象とした振り込め詐欺などの心ない犯罪、女性・子どもを対象とした強制わいせつなどの卑劣な性犯罪及び万引きや自転車盗などの少年非行の入口となる犯罪等を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進する。

#### 1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

##### (1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会連合会、防犯指導(実働)隊、職域防犯団体及び地域の自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、防犯活動の実効性、効率性の向上及び自主防犯意識の普及・高揚を図る。

特に、防犯ボランティア団体等が相互に連携する機会の提供、治安状況に応じた活動のレベルアップ、あるいは真摯に取り組まれている団体や個人の励みを醸成するため、ホームページ上で防犯ボランティア活動の好事例等を紹介するなど、その拡充を図る。

##### (2) 防犯ボランティア地域交流会等の開催

県警察との共催事業として、自主防犯ボランティア団体、防犯協会員、自治体等が一同に会した「防犯ボランティア地域交流会」を開催し、高齢化が進むボランティア団体などの防犯活動に関する諸課題の解決や防犯活動のレベルアップを図る。

また、地域で開催される「防犯研修会」等に参加し、現場が抱える問題点等の把握に努める。

##### (3) 「若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業」に対する支援

平成22年10月から警察庁が実施している「若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援

事業」を受けて、地域と連携した防犯活動の推進を目的に大学生（県内9大学）を中心に組織されたヤング防犯ボランティア団体「みやぎマモルンジャー」の活動に対して所要の助成を行い、自主防犯活動の活性化と定着化を図る。

また、今年度から、大学単位で自主的に結成し、活発な活動を展開しているヤング防犯ボランティア団体を対象とした支援枠を拡大する。

#### (4) 環境設計活動に対する支援

地区防犯協会連合会を始めとする各種防犯団体による地域の危険箇所、暗がり箇所等の点検活動等、犯罪が発生しにくい環境設計活動に対する協力・援助を行う。

#### (5) 自主防犯活動促進のための支援

平成16年度から県警察との連携により推進した「安全・安心まちづくり・みやぎユニット運動」等により、県内の防犯ボランティア団体数は、平成18年末の47団体から平成22年末の554団体に大幅に増加した。

しかし、東日本大震災の影響や団体構成員の高齢化等により、平成24年末には平成22年度末比45団体が減少するなどの地域の安全・安心を支える防犯ボランティア団体の課題を踏まえ、新規防犯ボランティア団体結成に伴う諸経費の一部助成や指導等の支援を行う。

#### (6) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

青色回転灯付き防犯パトロール車の運用には、住民の身近な犯罪に対する直接的な抑止力と地域住民の安心感を醸成する効果がある。

平成24年末の県内における青色回転灯付き防犯パトロール車台数415台に対し、全国における平均台数は860.1台、東北地方における平均台数は564.7台であり、それぞれの平均台数を下回っている。

このため、公益財団法人全国防犯協会連合会が特殊財団法人日本宝くじ協会から寄贈される「青色回転灯付き防犯パトロール車」の譲渡を受け、最も必要としている地区防犯協会連合会に再譲渡することにより、その効果的運用を促進する。

また、新規に青色回転灯付き防犯パトロール車を運用しようとする団体及び劣化した青色回転灯を整備しようとする既存の団体に対し、青色回転灯を提供する。

#### (7) 防犯DVDの貸し出し

地域における防犯研修会等で役立つ最新の防犯に関するDVDを地区防連や県警察等に貸し出す。

## 2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の啓発宣伝

### (1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

10月に実施される全国地域安全運動において、宮城県及び県警察との共催により、全国地域安全運動宮城県大会を開催し、県民の防犯意識の向上を図る。

### (2) 季節地域安全運動の実施

春、夏及び年末年始の節目の時期に、それぞれの期間及び重点を定め、各地区防犯協会連合会と連携した季節防犯運動を実施し、犯罪の未然防止及び防犯意識の向上を図る。

### (3) 防犯診断競技大会の開催

防犯指導隊連絡協議会、防犯設備士協会の協力の下、県警との共催事業として、県内24警察署管内から選出された防犯指導（実働）隊の代表者による防犯診断競技会を開催し、侵入犯罪・振り

込め詐欺・自転車盗・路上犯罪・子どもの声かけ事案等の被害防止のための防犯指導力の向上を図る。

(4) 広報紙の発行等

機関紙「防犯みやぎ」の発刊、地域の安全情報を内容とした「地域安全ニュース」の発行、防犯ポスター・リーフレットの配布、のぼり旗・立て看板の掲出等による広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚を図る。

(5) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上及び防犯意識の啓発を目的に、県内の小中高等学校の児童生徒を対象に防犯作文及びポスターを募集し、優秀作品を全国地域安全運動宮城県大会において顕彰する。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関等と連携した非行防止活動

県内の平成24年中の刑法犯少年の検挙人員は896人で、減少傾向にはあるが、全刑法犯に占める刑法犯少年の割合は21.8%と高原状態が続き、また再犯率が30.1%と高い。

深刻化する少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、県、警察、関係機関団体と一体となった活動を推進する。

(2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等を基本柱とした「非行少年を生まない社会づくり」のための活動支援事業について、県警察、各地区防犯協会連合会と連携し、効果的に推進する。

(3) 少年を非行からまもるパイロット地区活動に対する支援

少年非行の多発地区等を「少年を非行からまもるパイロット地区」として県警察が指定した次の4地区に対し、「いじめ」や校内暴力の排除、その他非行防止活動を支援するため、所要の助成を行う。

指定地区（中学校区）名	指定機関（期間）	関係機関
仙台南地区防犯協会連合会 （若林区／蒲町中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	仙台南警察署 仙台市若林区
泉地区防犯協会連合会 （泉区／将監中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	泉警察署 仙台市泉区
岩沼地区防犯協会連合会 （名取市／みどり台中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	岩沼警察署 名取市
気仙沼地区防犯協会連合会 （気仙沼市／条南中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	気仙沼警察署 気仙沼市

(4) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として県警察が指定した次の2地区に対し、環境浄化のための広報啓発活動及び非行防止ボランティア活動を支援するため、所要の助成を行う。

指定地区名	指定機関（期間）	関係機関
仙台中央地区防犯協会連合会 （青葉区／国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台中央警察署 仙台市青葉区
仙台東地区防犯協会連合会 （宮城野区／仙台駅東地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台東警察署 仙台市宮城野区

(5) 万引き防止活動

万引きは、罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入り口となる犯罪であることから、県警察及び「宮城県万引き防止対策協議会」を始めとした関係機関団体と連携し、『万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）』や『万引きは犯罪である』ことの広報啓発等、地域ぐるみによる万引き防止活動を推進する。

#### 4 覚せい剤等薬物乱用防止に関する活動

平成24年中における全国の薬物情勢の特徴は、覚せい剤事犯の検挙人員が対前年比でやや減少したものの、近年横ばい傾向にあり、全薬物事犯の86%を占め、検挙人員の過半数が暴力団構成員等であるなど、問題は深刻である。また、少年の検挙が減少傾向にあるが、40歳以上が増加傾向を示すとともに、インターネット利用による薬物乱用の拡散が懸念される。このような現状に鑑み、県警察と協働し薬物根絶を図るため、薬物乱用防止小冊子の配布や学校等における薬物乱用防止教室で活用するDVDの県警察本部少年課への無償提供など広報啓発活動を行う。

#### 5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

県警察及び（公財）宮城県暴力団追放推進センター等と連携し、

- 銃器の根絶
- 銃器等の所持に関する情報提供の促進
- 暴力団との密接関係を禁止した暴力団排除条例の周知

などを目的とした広報啓発活動を推進し、銃器の根絶と暴力団を排除する。

特に、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化事業として行う風俗営業管理者講習において、県警察又は（公財）宮城県暴力団追放推進センターの担当官による講話を実施する。

#### 6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

##### （1）振り込め詐欺被害防止活動

「振り込め詐欺」被害撲滅のため、県内の医療機関10施設における屋内電光スポット放映と広報啓発ポスター・チラシ等を作成配布し、防犯意識の高揚を図るとともに、毎月15日を「振り込め詐欺抑止強化日」と定め、県警察・関係機関等と連携した、広範かつ多角的な被害防止活動を行う。

##### （2）侵入盗犯罪防止活動

前出のとおり、内閣府の世論調査で、不安に感じる犯罪の1位にランクされた「空き巣等の住宅等に侵入して物を盗む犯罪」が、全刑法犯の6.4%を占め、年間1,259件発生しているため、県警察と協働で、侵入盗犯罪防止のための『3かけ運動（カギかけ・気かけ・声かけよう）』の広報啓発活動を推進し、地域の結束力を高めるとともに、自主防犯意識の高揚を図る。

##### （3）子ども女性安全対策活動

近年、子どもと女性を対象とした声かけ、盗撮、公然わいせつなどの凶悪事件に移行発展するおそれのある事案が多発している。これら事案の中には、子どもや保護者、地域住民等が注意することで被害を未然に防止できるケースがあり、県警察と協働した「子ども女性安全対策活動事業」を推進する。

##### （4）職域防犯組織に対する協力援助

「子ども110番パトロール事業」を業界挙げて推進している県建設業協会等の職域防犯組織に対して、治安情報の提供、助言、指導を行う。

(5) セーフティステーションに対する協力援助

県警察、各地区防犯協会連合会と連携し、子ども110番の家、地域防犯連絡所、SOSネットワーク、コンビニエンスストア等防犯連絡協議会等の地域安全拠点（セーフティステーション）のネットワーク化及び情報の共有化を促進する。

7 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動を積極的に推進した功績と貢献が認められた団体・個人及び県民への地域安全思想の浸透を題材とした、防犯作文・ポスターの優秀作品を賞揚し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図る。

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
優良防犯団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	24 団体
防犯功労者		76 名
防犯協会等優良職員功績者	県防連会長	若干名
防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	24 団体
防犯作文・ポスター入選者		30 名
協会会員感謝状	県防連会長	若干名

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	2 名
防犯栄誉銀章		4 名
防犯功労団体		1 団体
防犯栄誉銅章	全防連会長	12 名
功労ボランティア団体		1 団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3 団体
防犯功労者		12 名

(2) 保険加入事業の実施

防犯指導（実働）隊員等の防犯活動中における災害補償の充実を図るため、保険制度（災害補償制度）に加入するとともに、単位防犯協会に対しては（公財）全国防犯協会連合会と民間の損害保険会社が提携している補償制度への加入促進を図る。

ア 普通障害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額
保険金額	傷	死亡・後遺障害 3,000,000 円
		入院保険金日額 4,500 円
	害	通院保険金日額 3,000 円
特記事項	26名限定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	賠 償	対 人 賠 償	1 名 2,000 万円 1 事故 1 億円		
		対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
保 険 料		100 円	190 円	360 円	

8 防犯施設の拡充整備

安全・安心なまちづくりを目的に各地区防犯協会が設置する防犯灯等の設置費用の一部助成を行う。

9 自転車防犯登録事業

平成 2 4 年中の宮城県内における自転車盗の認知件数は、3,837 件で対前年比 927 件減少（-19.4%）したものの、全刑法犯の 19.6%を占めている。自転車盗は、万引きと並び少年非行の入口となる犯罪であることや、軽い気持ちで犯行に及び易く、行為者の規範意識の低下を著しく助長し、累犯やより悪質重大な犯罪に移行しかねない犯罪である。このため自転車盗防止対策は、将来にわたり治安の改善を図っていく上で極めて重要である。

自転車防犯登録は、平成 6 年に自転車の盗難防止及び盗難自転車の被害回復並びに放置自転車の所有者の特定を図るなど、県民の財産の保護に寄与することを目的に自転車利用者に対して義務づけられたものであり、迅速・的確な登録業務を始めとして、自転車防犯登録促進のための広報活動、防犯登録に関する苦情・相談受理業務及び自転車盗難防止のための広報啓発活動等を一体の業務として推進する。

10 東日本大震災被災地の防犯活動に対する協力支援

被災した沿岸 9 地区及び仮設住宅を有する地区防犯協会連合会の震災関連防犯活動に対し、協力支援する。

11 会議等の開催

(1) 会議

ア 理事会

平成 2 5 年 5 月 1 5 日（水）[宮城県多賀城分庁舎]

平成 2 5 年 5 月 3 1 日（金）[パレス宮城野]

平成 2 6 年 3 月末 [宮城県多賀城分庁舎]

イ 通常総会

平成 2 5 年 5 月 3 1 日（金）[パレス宮城野]

(2) 各種大会等

ア 全国地域安全運動宮城県大会

平成 2 5 年 1 0 月

イ 第 2 3 回宮城県防犯診断競技大会

平成25年10月  
ウ 防犯ボランティア地域交流会  
開催日未定

## 第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

当協会は、昭和60年2月13日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という）第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から「宮城県風俗環境浄化協会」としての指定を受けたもので、宮城県警察及び関係機関団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより少年の健全育成を図るため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進する。

### 1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者の保護に資するため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相談・要望等について、県警等関係機関と連携の下、適切な取り扱い（処理）をする。

### 2 風俗に関する法令遵守のための啓蒙活動

#### （1）管理者講習会における啓蒙活動

管理者講習会において、各種の資料を配付し健全営業の啓蒙を行うとともに、警察本部の担当者による講話を実施し、規範意識の高揚を図る。

#### （2）立ち入りにおける啓蒙活動

宮城県遊技業協同組合との協働により、風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立入を実施し、健全営業を促進する。

### 3 少年指導委員に対する活動援助

管理者講習、風俗営業所の調査又は風俗営業所に対する立ち入りを行う際、少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立ち入りや補導活動を行うことについての説明を行い、その際には積極的に協力するよう理解を求めるとともに、個別事案につき少年指導委員から支援要請があった場合には、少年指導委員の活動を援助する。

### 4 善良な風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

#### （1）ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として大学生で組織された「ポラリス宮城」に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

#### （2）少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防連会長の委嘱により少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

#### （3）地区防犯協会連合会の風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う「各地区防犯協会連合会」に対し、それぞれの活動促進を図るため所要の助成を行う。

## 5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

### (1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、「風営適正化法」に基づき、風俗営業所の管理者に対する定期講習、処分時講習及び臨時講習を行う。

### (2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、「風営適正化法」に定める風俗営業の営業所の構造、設備の基準適合の有無を調査する。

## 第3 物品斡旋等事業（収益事業1）

### 1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復に資することを目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示、及び古物営業者の従業者が営業者に代わって営業する場合に同規則が定める様式の「行商従業者証」の携帯を義務づけている。本事業は、許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を交付する事業である。

#### (1) 古物・質屋商許可標識の斡旋

古物・質屋営業許可業者が各地区防犯協会連合会事務局に依頼した古物・質屋商許可標識の交付申請を取りまとめ、(公財)全国防犯協会連合会に発注し、同全防連から当協会に納品された同標識を各地区防犯協会連合会経由で同許可業者に交付する。

#### (2) 行商従業者証の斡旋

古物営業許可業者が各地区防犯協会連合会事務局に依頼した行商従業者証の交付申請を取りまとめ、(公財)全国防犯協会連合会に発注し、作製業者から当協会に納品された同標識を各地区防犯協会連合会経由で同許可業者に交付する。

### 2 物品斡旋事業

#### (1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材（防犯パトロール用腕章・防犯標語等を記載した懸垂幕・防犯用ハンドブック等）を地区防犯協会連合会に斡旋し、自主防犯活動の活性化を図る。

#### (2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」と風営適正化法により掲示義務のある年少者の立入りを禁止する「18歳未満立入禁止ステッカー」を斡旋し、風俗環境浄化を促進する。